

「VR106A 技能試験・試験所間比較に関する方針」に対するコメント

2024年04月3日(意見募集開始日)

本改定案に対するご意見及び回答

| No. | 条項 | ご意見 | 回答(VLAC) |
|-----|------|---|---|
| 1 | 5 項 | 5(3)項は正確な記述が望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> 放射イミュニティ試験 伝導イミュニティ試験 | 認定証 PTP00090-20240131 の記述に改めます。 <ul style="list-style-type: none"> 放射電磁界イミュニティ試験、 無線周波伝導妨害波イミュニティ試験 |
| 2 | 1 項 | 誤記修正: JIS C 17025 → JIS Q 17025 | 左記記述に改めます。 |
| 3 | 別紙 A | No.3 の最終行の記載「1 と 2 の組み合わせにより・・・」の文言は、No.2.の最終行の位置の方が良いように思うのですが。 | No.3 が可能であれば、No1、No.2 も一緒に評価できるとの意図で、No.3 に記述しています。 |
| 4 | 2 項 | 「適切な技能試験又は試験所間比較がない場合は、試験所としての代替手段を策定し実行すること。」について、比較試験に用いる機材の準備が 2025 年 1 月まで用意困難です。EMS 試験の指針を明確に出すか、適用時期を延長するかの検討をお願いします。 | 代替手段は試験所様ご自身で策定願います。 今回改訂で+αの部分は、例えば評価時期が審査期間に間に合わない場合は計画立案までで許容する場合があります。 |
| 5 | 3 項 | 技能試験・試験所間比較の評価は定性的な評価も可能である旨を記載することを希望します。 [参考]ISO/IEC 17043:2024 でも定性データを認めている。 (附属書 A の A1 項、附属書 B の B3.6 項、B4.2.2 項、B4.2.3 項) | 3 項に以下の記載を追加します。 また ISO/IEC 17043:2024 では定性的データをも認めており、統計処理できない比較も可能である。 また付録 A に対しては、統計的手法が適用できない例を付記します。(少し長文につき加筆修正分の転記は省きます。) |
| 6 | 2 項 | 利用できる技能試験が無い場合には、試験所が試験結果の妥当性を検証するために試験所間比較を創意工夫して行うことが重要であることも強調してほしい。(この方法でなければいけないということではなく、試験所のできる範囲で多様な検討をすることが重要である) [参考]ISO/IEC 17043:2024 では、技能試験は試験所性能の評価のための試験所間比較の使用も含めている。 | 2.2 項「注記 3」記述に以下の記載を追加します。 試験所が試験結果の妥当性を検証するためにこれらの組み合わせを工夫して用いることも代替手段になりえる。 |
| 7 | 別紙 A | 今回、技能試験・試験所間比較に関する方針の改定ですが、別紙 A の試験所内比較に対する言及に対して当初は違和感があったのですが、「④利用可能で適切な技能試験・試験所間比較がない場合は有効な代替手段を用いる」を強調されたいというご説明で腑に落ちました。 | 試験所としては、技能試験サービスの利用はその有用性をよく見極めた上で採否を決定すると共に、第3の方法である代替手段に創意工夫を凝らしてコストを抑える視点も大事だと考えます。 |

「VR106A 技能試験・試験所間比較に関する方針」に対するコメント

2024年04月3日(意見募集開始日)

| | | | |
|---|----|--|---|
| 8 | 2項 | <p>意見募集では「④利用可能で適切な技能試験・試験所間比較がない場合は有効な代替手段を用いる」とありますが、これが適用されると全ての試験項目において技能試験を計画して実行することを要求されるという事でしょうか？</p> <p>もし Yes である場合は、1年以内に全ての項目の技能試験相当のことをやる必要はなく、長期的に計画して行うなどが考えられますが、その理解で正しいでしょうか？</p> | <p>全試験項目に対して何らかの能力評価の計画をたてて実施下さい。それらは必ずしも技能試験や試験所間比較である必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付録Aはその意図で読み取って下さい。(例:試験所内評価も活用する) ・評価スパンは特に決めていません。試験所で根拠を持って決めて下さい。考え方としては、認定有効期間内(即ち2年以内)の実施を勧めます。 |
| 9 | 2項 | <p>当面は技能試験に参加して技能試験結果を報告する予定です。技能試験に参加し続けることで貴社の要求事項を満足できているということであれば、運用を変える必要がなく有難いです。</p> | <p>2024年1月以降は、ある分野のみ技能試験に参加するだけでは不足します。施行1年目は計画だけでもよいです。コストも考慮して創意工夫して下さい。</p> |

<付記>改訂文書の記述内容に直接影響しない ISO/IEC 17025 要求に対する基本的な質問も頂きました。これらのコメント表への掲載は省きます。